

多賀城市障害者計画（第3期） 取組状況

第3期障害者計画 取り組み状況表

基本理念	基本目標	目標の区分	行政の取り組み	実施状況	第3期（H30～R2）の具体的な実施内容	今後の方向性	第4期（R3以降）の課題と取り組み予定	担当部署
地域での共生社会をめざして	1 地域で生活するためのまちづくり							
	1-1 相談体制の充実							
		01	相談窓口の充実	○	・社会福祉課内の職員と市内の相談支援事業所とのミーティングを、情報共有と支援のスキルアップを目的に毎月の定期開催としました。 ・障害を抱える方々だけでなく広く必要な方が相談できるよう、広報誌に相談機関としての周知を行っています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02	個別支援の充実	○	・障害福祉サービスを利用する全ての方に、計画相談を実施し、個々のニーズに合った支援を更に強化しました。 ・計画相談の実施とサービス等利用計画の作成は100%を達成しています。	維持	第3期と同内容	
		03	関係機関との連携強化	○	・当市の療育システムとしての「発達支援会議」に携わり、また地域では「宮城東部地域自立支援協議会」の一員として関わることで、障害福祉分野だけでなく医療、保育や教育機関等、他支援機関との連携強化につながっています。	維持	第3期と同内容	
	1-2 地域生活支援の充実（地域生活拠点センター）							
		01	緊急時対応の充実	○	・平成29年度より当市を含む塩釜圏域で地域生活拠点センター「ふきのとう」を立ち上げ緊急時対応をスタートしています。 ・地域生活拠点センターについては、地域課題に合った運用を目指し継続して宮城東部地域自立支援協議会で検討を継続し、緊急時の対応についてスムーズに行うため、事前登録制にしました。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02	地域における相談支援	○	・地域生活拠点センターにおいて基幹相談支援事業所として圏域内の相談支援事業所連絡会を開催する中で、各相談員のスキルアップのための研修会や情報提供等を行っています。 ・地域生活拠点センターでの事前登録をより推進するために、圏域内の相談支援事業所と連携強化を継続して図っていきます。	維持	第3期と同内容	
		03	自立に向けた支援の充実	○	・地域生活拠点センターは宮城東部地域自立支援協議会の事務局としての機能をはたしており、地域課題の解決のために設置された、「地域づくり運営会議」や「ネットワーク会議」等を毎年定例で実施しています。	維持	第3期と同内容	

基本理念	基本目標	目標の区分	行政の取り組み	実施状況	第3期（H30～R2）の具体的な実施内容	今後の方向性	第4期（R3以降）の課題と取り組み予定	担当部署
		1-3 生活安定施策の推進						
		01	各種制度の利用促進	○	・広報及びホームページに各種制度内容を掲載するほか、各種手帳交付時、窓口相談時にチラシを活用しながら、各種制度の説明を行いました。 ・各種制度の理解がすすむように「障害福祉制度ガイドブック」を作成しました。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02	福祉サービスの充実	○	・宮城東部自立支援協議会において、圏域内の地域課題を検討する場として「地域づくり運営会議」を設置し、生活を支えるための地域課題の検討を行っています。 ・平成30年度に「障害者差別解消部会」を設置し、個々のニーズに合わせた支援が出来るよう体制を構築しています。	維持	第3期と同内容	
		03	雇用・就労への支援	○	・平成26年度開始の塩釜公共職業安定所（ハローワーク）を中心とした「障害者就労系支援事業所連絡会」に行政機関として継続的に参加するほか、東部地域自立支援協議会の活動としてもハローワークと連携を図っています。	維持	第3期と同内容	
		04	地域移行のための支援	○	・宮城東部地域自立支援協議会の取り組みにおいて、相談支援事業所や施設等の事業所との連携体制を構築しています。	維持	第3期と同内容	
		05	地域定着の推進	○	・相談支援事業所や事業所や病院等と連携を図り、施設や病院で暮らす方々のニーズを確認する中で、必要時安心して地域での生活が継続できるよう支援をしています。	維持	第3期と同内容	
		1-4 保健・医療の充実						
		01	子育ての不安軽減体制の推進	○	・乳幼児健診や保護者からの相談等に応じて、地区担当保健師を窓口にし医療、保育や教育機関と連携を図り、訪問指導や発達相談、言語相談、あそびの教室等に支援を行っています。 ・発達支援会議等を通じて、発達に課題のある児童が早期療育につながるような支援体制の構築を図っています。	維持	第3期と同内容	健康課 社会福祉課
		02	予防接種の推進	○	・1歳児come☆かむ広場にて、乳児期から幼児期へ移行期に体験を通して成長・発達に応じたかかわりを学ぶ体験型の事業を毎月実施しました。 ・平成30年10月開始の子育て世代包括支援センターにおいて保護者が安心して育児ができるよう電話相談等、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しました。	維持	第3期と同内容	
		03	各種健（検）診の推進	○	【特定健康診査】 ・集団健診：16日間、市内9か所で実施。・個別健診（集団健診未受診者対象） 【各種がん検診】 ・集団検診：21日間、市内9か所で実施。 ・骨粗鬆症検診：3日間、市役所で実施。・各種個別検診を実施。	維持	第3期と同内容	健康課

基本理念	基本目標	目標の区分	行政の取り組み	実施状況	第3期（H30～R2）の具体的な実施内容	今後の方向性	第4期（R3以降）の課題と取り組み予定	担当部署
			04 個別健康相談の実施	○	・40歳以上の「特定検診要指導者及び要医療者」及び相談希望者を対象に健康相談事業を実施。 また、対象者及び相談内容によっては、相談者の家族も含め保健師及び栄養士による相談支援を実施している。 ・H31年度の相談件数は143名（内65歳以上：132名）	維持	第3期と同内容	
		1-5 福祉サービスの充実						
			01 個々に応じたサービスの提供	○	・社会福祉課内の職員と市内の相談支援事業所との定期的なミーティングを開始しました。各事業所間の情報共有及びケースワークの強化を図るとともに、支援が必要な方々へタイムリーなサービス提供が図られるよう連携を強化しています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
			02 地域の実情に応じたサービスの充実	○	・宮城東部地域自立支援協議会において、相談支援事業所、サービス事業所、また当事者やその家族と連携を図り、制度やサービス内容の周知を行うとともに、当事者及びその家族の声を聞きながらニーズ把握に努め、必要な方へ必要なサービスが提供できるよう地域課題の解決に取り組んでいます。	拡大	医療的ケア児支援について、第4期中に圏域内に「協議の場の設置」と「コーディネーターの配置」を目標に取り組みしていきます。	
		2 社会的自立と社会参加を促進するまちづくり						
		2-1 雇用の推進						
			01 相談体制の充実	○	・福祉的就労事業所や相談支援事業所、ハローワーク等と連携し、一般就労へ向けた相談支援や就職後の職場定着に利用に向けた支援を行っています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
			02 情報提供及び啓発	○	・平成26年度にスタートした塩釜公共職業安定所を中心とした「障害者就労系支援事業所連絡会」に継続して参加することで、関係機関との情報共有及び就労系支援事業に関する啓発活動につながっています。	維持	第3期と同内容	
		2-2 福祉的就労の場の確保						
			01 福祉的就労の利用促進	○	・福祉的就労の利用状況について、相談支援事業所による状況確認を行い、個々のニーズに応じた継続した利用に向けた支援を行っています。 ・東部地域自立支援協議会と連携して、就労に関する地域課題の把握とともに、より福祉的な就労の利用が促進されるよう検討を継続しています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
			02 製品の販路拡大や購入等の支援	○	・市民活動サポートセンターの清掃業務、庁舎花壇の整備業務を福祉的就労事業所に業務の委託をしています。 ・販売活動の拡大を目的に、市役所一階において販売活動の場を提供しています。	維持	第3期と同内容	

基本理念	基本目標	目標の区分	行政の取り組み	実施状況	第3期（H30～R2）の具体的な実施内容	今後の方向性	第4期（R3以降）の課題と取り組み予定	担当部署	
		2-3 障害福祉団体の自立した活動への協力							
		01 障害福祉団体の自立した活動への協力	○	・各種団体との懇談会等に参加し、各団体と意見交換を行っています。			維持	第3期と同内容	社会福祉課
		2-4 地域交流・ボランティアや市民活動の推進							
		01 ボランティアや地域活動へ参加しやすい環境づくり	○	・市民活動サポートセンターで市民活動団体やボランティアの紹介を行っています。			維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02 各団体のスポーツ事業や地域行事への参加促進	○	・障害福祉団体等が主体的に行う交流活動に参加できるよう、各障害の特性に応じた「移動のためのサービス」等必要なサービスを提供しています。			維持	第3期と同内容	
		3 認め合い、支えあうまちづくり							
		3-1 障害を理由とする差別の解消の推進							
		01 障害を理由とする差別の禁止	○	・宮城東部地域自立支援協議会内に平成30年度より差別解消部会を設置し、差別行為の認識、障害への理解を深め、差別の解消を図る取組をはじめています。 ・市職員対応要領に基づき、市の事務・事業にあたって不当な差別的取り扱いを禁止し、必要かつ合理的な配慮を行っています。			維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02 社会的障壁除去のための合理的配慮の推進	○				維持		
		3-2 権利擁護の推進							
		01 虐待防止の推進	○	・虐待へのケース対応として専門機関である「仙台弁護士会・社会福祉士会高齢者虐待対応協議会」と協力体制を組むことで、難解な案件にも対応することができています。 ・「多賀城市障害者虐待対応マニュアル（H29.6）」の内容に基づき早期発見や適切な対応に努めています。			維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02 相談窓口の利用促進	○	・無料法律相談の紹介で市民相談室や法テラス等の関係機関に相談をつないできました。市民相談室からのつながりも増えてきて、タイムリーな相談対応につながっています。			維持	第3期と同内容	
		03 成年後見制度の普及	○	・成年後見制度が必要な方々に対しタイムリーな利用につなげられるよう、支援関係機関と協力して対応しています。 ・家族や親族不在で利用の手続き（申立て）が困難な方について、タイムリーに制度が利用できるよう市長による申立てを行いました。			拡大	「第4期多賀城市地域福祉計画」の一環として、成年後見制度利用促進計画を策定します。	
		04 財産管理事業の活用促進	○	・金銭管理が困難な障害者の方々が必要時財産管理のサービスが受けられるように、相談支援事業所とも連携を図り「まもり～ぶ」や「財産管理サポートセンター」等の周知や活用を進めてきました。			維持	第3期と同内容	

基本理念	基本目標	目標の区分	行政の取り組み	実施状況	第3期（H30～R2）の具体的な実施内容	今後の方向性	第4期（R3以降）の課題と取り組み予定	担当部署
4 みんなが笑顔で育つまちづくり								
4-1 療育体制の充実								
		01	療育システムの構築	○	・発達支援会議の中の「療育担当者会議」において、保育所入所に係る支援状況の情報共有を行う体制に整えました。 ・平成30年10月より子育て包括支援センターが開始したことを受けて、「すこやかファイル」についても保護者の子育て応援サポートツールとしての機能を加え、各課での面接や児童の個別支援計画にも利用できるようにバージョンアップしました。	拡大	令和2年度より市内2か所の公立保育所を基幹保育所として設置しました。基幹保育所が療育システムの一つとして稼働していくように、発達支援会議等と連携を更に強化していきます。	保育課 健康課 社会福祉課
		02	相談支援の充実	○	・乳幼児健診後または個別相談後のフォロー教室として、あそびの教室、にこにこ教室を実施。（各10回／年）遊びを通して保護者がかわりを学んだりお子さんについて理解を深める機会となっています。 ・また、必要時、発達相談や言語相談を実施するほか、発達支援センターの専門相談につなげています。	維持	第3期と同内容	健康課
		03	地域の関係機関との連携強化	○	・保健・福祉・教育が連携して療育支援や家庭支援ができるよう、関係機関が定期的に集まり、情報共有や支援方針・役割分担等を確認するための療育担当者会議や個別支援会議を実施しています。 ・支援学校卒業後に円滑に福祉サービスに利用につながるよう、自立支援協議会を通じて支援学校との連携していく仕組みを構築してきました。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
		04	障害のある子どもの受け入れの推進	○	・市内すべての認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所が障害のある児童の受け入れを表明しています。 ・障害児保育事業補助金として、認可保育所、認定こども園に対し、障害児1人あたり月額97,000円を交付しています。	拡大	基幹保育所の機能を発揮し、児童・保護者と関係機関とのはしご役となり、障害を抱えていても、安心して保育所を利用できるように取り組みます。	保育課
		05	保育所等・幼稚園・小学校等関係機関の連携	○	・保幼少連携事業として、情報交換、小学校訪問などを年4回行っています。保育・教育施設等と小学校との連携事業を実施し、関係教職員間の情報交換等を通じて、保育・教育施設等と小学校との円滑かつ適切な連携を図っています。 ・地域での集団生活や就学への移行がスムーズに行えるよう、サービス担当者会議や個別支援会議を行い、関係機関同士で発達や家庭の状況・支援内容等の情報共有を行い、切れ目のない支援を行っています。	維持	第3期と同内容	学校教育課 保育課 社会福祉課
		06	学童児の支援の充実	○	・相談支援事業所と連携し、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施する放課後等デイサービスの利用支援を行っています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課

基本理念	基本目標	目標の区分	行政の取り組み	実施状況	第3期（H30～R2）の具体的な実施内容	今後の方向性	第4期（R3以降）の課題と取り組み予定	担当部署
		4-2 障害児支援の充実						
		01	相談支援の充実	○	・保護者の不安や課題を整理し、児童の特徴に合わせて支援の方向性を検討しています。 ・児童の発達の状況や置かれている環境、サービス利用に関する意向などを勘案して、関係機関と連携し必要な支援につなげています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02	親子療育の充実	○	・児童発達支援センターで早期療育事業として「おひさまひろば」を実施しています。親子で通所することで療育だけでなく保護者支援の機能も担っており、おひさまひろば卒業後のフォローも含め、切れ目なく支援を継続される体制構築に努めています。	維持	第3期と同内容	
		03	児童発達支援の充実	○	・児童発達支援センターで児童発達支援事業を行っています。センターにある相談支援部門とも連携を図り、児童一人一人の特徴に合わせた療育が実施されるよう努めています。	維持	第3期と同内容	
		04	地域支援	○	・児童発達支援センターで地域の保育所・幼稚園に心理士や言語聴覚士及び作業療法士といった相談の専門職を派遣する巡回相談を実施しています。 ・巡回相談を通じて、児童や保護者の状況を踏まえ、適切な支援機関と連携を図っています。	維持	第3期と同内容	
		05	啓発・研修	○	・児童発達支援センターを中心として、地域の関係機関と連携を図る中で得た課題やニーズに合わせて、療育に関する支援者向けの研修会を年数回実施してきました。	維持	第3期と同内容	
		4-3 学校教育の充実						
		01	就学支援の充実	○	就学支援の充実のため ・保幼小連携事業として、情報交換、小学校訪問などを年4回行っています。 ・保護者及び保育所・幼稚園担当職員を対象とした就学に係る説明会を開催し、就学先の選択や支援内容、相談事業の情報を周知しています。 ・就学する児童の情報共有や就学後も切れ目のなく支援が継続するための体制構築のため、発達支援会議を行っています。	維持	第3期と同内容	保育課 学校教育課 社会福祉課
		02	特別支援教育の充実	○	・在籍者数が多い特別支援学級、ADHD、LD対応として小学校低学年の通常学級に、特別支援教育支援員を配置し、特別支援学級や通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が、集中して授業を受けることができるよう支援を行っています。	維持	第3期と同内容	学校教育課

基本理念	基本目標	目標の区分	行政の取り組み	実施状況	第3期（H30～R2）の具体的な実施内容	今後の方向性	第4期（R3以降）の課題と取り組み予定	担当部署
			03 交流教育の推進	○	・お互いを理解し認め合う心を育むことを目指して、個々の特性や状態に合わせてながら授業内外での交流を推進しています。	維持	第3期と同内容	学校教育課
			04 社会への移行支援	○	・特別支援教育コーディネーターを中心とする校内の相談指導体制の充実を図っています。 ・相談支援事業所が招集するサービス担当者会議に担当教諭も参加するようになり、より支援関係者の連携が強化されました。 ・相談支援専門員や各学校のコーディネーターと日頃から連携を密にすることで、就労についてもタイムリーな支援へとつながっています。	維持	第3期と同内容	学校教育課 社会福祉課
5 すべての人にやさしいまちづくり								
5-1 障害児支援の充実								
			01 住まいに関する相談・情報提供	○	・相談支援を通して個別に対応しています。 ・住宅改修及び福祉用具の給付が日常生活用具給付事業に規定されており、制度を利用することで自己負担額を軽減し購入することができます。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
			02 公共施設のバリアフリー化の促進	○	・道路改良工事に伴い既設歩道勾配を8%以下にするように整備 (バリアフリー化の促進) (実績：舟橋街路1号線外1路線交差点改良工事)	維持	既設歩道における車道と歩道の段差解消（セミフラット化）	道路公園課
5-2 移動・交通バリアフリーの推進								
			01 ハード面の環境整備	○	・道路改良工事に伴い既設歩道勾配を8%以下にするように整備 (バリアフリー化の促進) (実績：舟橋街路1号線外1路線交差点改良工事)	維持	・新設道路の歩道をセミフラット式で整備 ・公園敷地内における違法駐車排除のための縁石を整備	道路公園課
			02 移動・交通制度の利用促進	○	・手帳交付時及び相談があった際に、制度の説明を行い、利用促進を図っています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
			03 障害福祉サービス利用	○	・行動援護、同行援護、移動支援事業など、外出を支援するサービスがタイムリーに提供できるよう、相談支援事業所等と連携を強化しています。	維持	第3期と同内容	
5-3 防災対策の推進								
			01 災害時の支援	○	・平成25年度より「福祉避難所協定」を締結している法人と連携を図り、多賀城市災害時要援護者ガイドラインに沿って対応をしています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
			02 防災対策の啓発	○	・避難場所の確認や非常持ち出し用品の準備、地域防災訓練への参加など、平常時からの防災対策を推進しています。	維持	第3期と同内容	交通防災課
			03 避難後の支援	○	・平成25年度より「福祉避難所協定」を締結している法人と連携を図り、多賀城市災害時要援護者ガイドラインに沿って対応をしています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課

基本理念	基本目標	目標の区分	行政の取り組み	実施状況	第3期（H30～R2）の具体的な実施内容	今後の方向性	第4期（R3以降）の課題と取り組み予定	担当部署
		5-4 啓発活動の推進						
		01	啓発活動の充実	○	・市の広報誌に福祉タクシー、自動車燃料費助成券の交付についてや、障害者差別解消法などについて掲載しています。 ・ホームページの掲載内容について定期的に見直しを行い、新しい情報が提供できるようにしています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02	福祉教育の推進	○	・障害に対する理解の促進を目指し、出前講座等を実施することで福祉教育の場を提供してきました。	維持	第3期と同内容	
		5-5 コミュニケーションの充実						
		01	手話通訳員等の派遣	○	・担当部署に手話通訳者を設置し、要請に基づいて派遣を行っています。また、市が催す式典等へも同様に派遣を行っています。 ・設置通訳者が不在等で対応できない日等は、みやぎ通訳派遣センターへ派遣依頼を行って、対応しています。	維持	第3期と同内容	社会福祉課
		02	意思疎通支援を行う者の養成	○	・手話講座を実施し、聴覚障害者への理解の促進を図るとともに、日常会話程度の手話を活用できる人材を養成しています。	維持	第3期と同内容	